

# 住宅省エネ施工技術者講習会

## 追加開催決定

3月11日(月)に札幌で追加開催します。

地域における木造住宅の生産・維持管理体制を将来にわたって継続させるとともに、中小工務店とこれらを取り巻く関連事業者を「地域産業」の柱として育成していくため、国土交通省は平成24年度から「住宅省エネ化推進体制強化」に取り組み、地域の中小工務店が手掛ける木造住宅の信頼性や省エネ性能の向上を図ることとしています。

特に、新築住宅の省エネ基準適合率を平成32年度までに100%とするためには、中小工務店等の住宅省エネ施工技術の向上が必要不可欠です。つきましては、本道において木造住宅の施工・管理に関わる大工技能者等を対象にした「住宅省エネ施工技術者講習会」を下記の通り、追加開催致しますので、ご案内申し上げます。この機会に是非、受講ください。

定員  
120人  
★先着順★

### 開催スケジュール

開催地	開催日	会場	住所	定員
札幌市	3月11日(月)	北海道自治労会館・4階ホール	札幌市北区北6条西7丁目5-3	120人

- 受講対象者 断熱材施工など木造住宅の現場施工及び施工管理に携わる技術者・技能者
- 受講料 1人1,000円(修了証発行等手数料) ※ 開講当日、会場受付で申し受けます。

昨年10・11月に道内の主要8市で開催し、合計358人が修了考査に合格しました。

今年10月から施行される新しい省エネ基準は、延べ床面積300㎡未満の住宅に対しても、2020年度(平成32度)から適合が義務付けられる予定です。国はこれら省エネに関する規制を支障なく実施するため、全国で約39万人といわれる大工職人等を対象に、平成24年度から3~5カ年計画で「住宅省エネ施工技術者講習」を実施。全国約20万人の受講修了者を養成する考えです。

道内では昨年10・11月に主要8市で「住宅省エネ施工技術者講習」を開催し、合計358人が修了考査に合格しています。



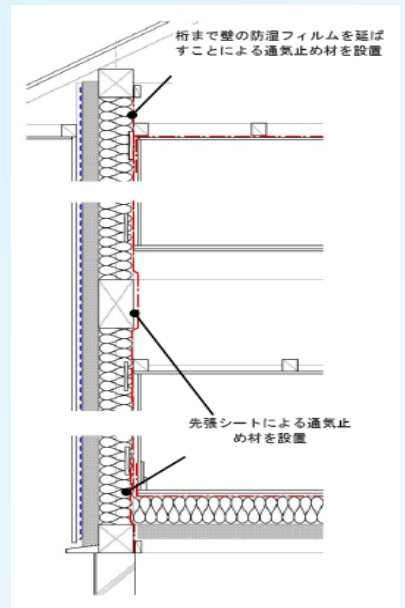
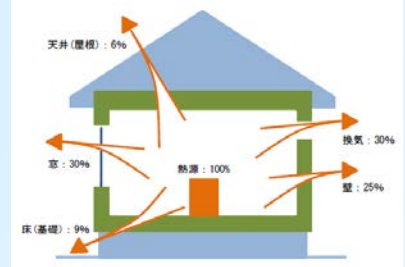
「省エネ施工技術者講習」の講師養成講習から

### 主催:北海道住宅・建築生産体制強化推進協議会

北海道庁を中核として住宅・建築関連団体等によって「北海道住宅・建築生産体制強化推進協議会」を設置。国土交通省の平成24年度「住宅市場技術基盤強化推進事業(住宅省エネ化推進体制強化)」の事業採択を受け、住宅の省エネ化に係る地域リーダーや実務的技能者の養成、工務店等への情報発信、省エネ住宅の生産体制実態把握調査一などの取り組みを推進していきます。

# 住宅省エネ施工技術者講習 カリキュラム

開講時間	所要時間	講習内容
9:00～		受付開始
9:30～ 9:45	15分	開会・趣旨説明、スケジュール確認
9:45～10:15	30分	第1章(これからの住まい)
10:15～10:45	30分	第2章(住宅の断熱設計) 第5章(住まい手にむけて)
10:45～10:55	10分	休憩
10:55～11:15	20分	別冊「省エネ基準と関連制度の解説」
11:15～12:00	45分	断熱施工(DVD放映)
12:00～13:00	60分	休憩
13:00～13:50	50分	第3章(充填断熱施工)
13:50～14:00	10分	休憩
14:00～14:30	30分	第3章(外張断熱・枠組壁工法)
14:30～15:00	30分	第4章(住宅の断熱リフォーム)
15:00～15:30	30分	修了考査
15:30～15:45	15分	考査問題の解説
15:45～15:50	5分	アンケートの記入
16:00		閉会



- 上記カリキュラムに基づく「1日間講習」です。
- テキストは、全国木造住宅生産体制推進協議会(事務局:一般社団法人木を活かす建築推進協議会)が発行した①全国版テキスト(本編)②省エネ基準と関連制度の解説(別冊)、および北方建築総合研究所が作成協力した③Ⅰ・Ⅱ地域版テキストの3冊を、会場で配布します。
- 受講対象者は、断熱材施工など木造住宅の現場施工及び施工管理に携わる技術者・技能者で、資格や実務経験等は問いません。
- 修了考査の合格者には「住宅省エネルギー施工技術者講習修了証」発行・交付します。15分以上遅刻したり、早退した場合は、修了考査を受けることができませんので、ご注意ください。

**申込先** 北海道住宅・建築生産体制強化推進協議会

事務局:北方型住宅ECO推進協議会  
札幌市白石区南郷通6丁目北5-15 (株)北海道住宅通信社内  
TEL:011(864)8580 FAX:011(864)6321

**申込締切** 開講日の3日前まで(定員になり次第締め切ります)

## 受講申込書

**FAX : 011 (864) 6321**

受講申込を受理した後、各事業者宛てに「受講証」をFAXします。

勤務先	会社名		
	所在地		
	連絡先	TEL	FAX
受講者	氏名		
	氏名		



※ 上記の受講申込書に必要事項を記入して、そのままFAXしてください。受講申込者は1事業者2名までとします。